

平成 27 年 5 月 12 日
大生運輸株式会社

I. 輸送の安全に関する基本方針

- ◇ 社長は、重要な輸送の安全の確保について、主導的な役割を果たす。
- ◇ 役員及び各部署の管理者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全マネジメントの策定 (Plan)、実行 (Do)、チェック (Check)、改善 (Act) を図る。
- ◇ 主任及び班長は、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を持たせ、十分な指導を行なう。
- ◇ 社員は、安全マネジメント及び規程を遵守し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- ◇ 社員は輸送の安全に有効な情報を提供し、役員及び各部署の管理者はその情報を重んじる。
- ◇ 弊社の輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

II. 安全統括管理者に係わる情報

安全統括管理者
取締役／運輸専務

III. 輸送の安全に関する目標及び、該当目標の達成状況

平成 26 年度目標	該当目標の達成状況
酒気帯び運転ゼロ	酒気帯び運転者 0 名。目標達成。
重大事故ゼロ	重大事故件数 0 件。目標達成。

平成 27 年度目標	該当目標の達成状況
酒気帯び運転ゼロ	平成 27 年度に報告
重大事故ゼロ	

IV. 事故の発生状況

平成 26 年度の自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故			
	運輸部	環境部	
		前沢営業所	滝山営業所
自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故	0 件	0 件	0 件

V. 安全管理規程

⇒PDF

VI. 輸送の安全を確保するための措置及び、予防措置

安全管理規定第 4 章第 21 条の通りとします。

VII. 輸送の安全に関する情報の伝達及び、組織体制

安全管理規定第 3 章第 10 条 3 項の通りとします。

VIII. 輸送の安全に関する教育及び、研修の実施状況

安全管理規定第 3 章第 19 条の通りに実施いたします。

IX. 輸送の安全に関する内部監査結果及び、是正を要する結果があった場合の処置結果